

# 第3部

# 計画等の進捗状況

## 第1章 栃木県環境基本計画の進捗状況

本県においては、県の環境保全に関する基本目標と長期的な施策の方向を掲げた栃木県環境基本計画(平成28(2016)年3月策定)に基づき、県民、事業者及び市町村の参加と協力のもとに「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向け取組を進めているところである。

本計画の平成29(2017)年度における進捗状況について点検を実施したところ、その結果は、以下のとおりであった。

### 目標として設定した指標の状況（16指標（18項目））

達成状況等	標記	項目の数	割合 (%)
計画の目標値 (H32 (2020)) を達成したもの	◎	6 (5)	33.3 (27.8)
年度目標値を達成したもの	○	8 (7)	44.4 (38.9)
年度目標値は未達成だが、前年度よりは改善したもの	△	1 (1)	5.6 ( 5.6)
年度目標値が未達成で、前年度より改善していないもの	▲	3 (5)	16.7 (27.8)

※端数処理のため割合の合計は100%にならない。

(括弧内は前年度の数値)

### 1 地球温暖化に立ち向かう社会づくり（低炭素社会の構築）

#### 【概括】

- ・温室効果ガス排出削減対策とエネルギー対策の一体的推進に関する指標については、全て目標値を達成した。
- ・CO<sub>2</sub>吸収源対策に関する指標については、皆伐後の再生林面積で目標を達成した。間伐面積については、目標値には達しなかったものの、目標値の7割近い面積の事業を実施した。

指標項目	設定時の値 (H26)	前年度	年度	目標値 (H32)	達成度	備考
		目標値 前年度 の値 (H28)	目標値 現況値 (H29)			
<b>(1) 温室効果ガス排出削減対策とエネルギー対策の一体的推進</b>						
温室効果ガス総排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )【削減目標】	-	(2,001) <sup>㉔</sup>	(1,973) <sup>㉔</sup>	(1,834)	○	
		1,937 <sup>㉔</sup>	1,909 <sup>㉔</sup>	1,768		
	(2,029) <sup>㉔</sup> 1,965 <sup>㉔</sup>	1,891 <sup>㉔</sup>	<b>1,874<sup>㉔</sup></b>	-		
再生可能エネルギー設備導入 容量 (万kW)	-	120 <sup>㉔</sup>	123 <sup>㉔</sup>	160 <sup>㉔</sup>	◎	
	117 <sup>㉔</sup>	162 <sup>㉔</sup>	<b>198<sup>㉔</sup></b>	-		
家庭部門のエネルギー使用量 (TJ/年)【削減目標】	-	(25,323) <sup>㉔</sup>	(24,769) <sup>㉔</sup>	(22,000)	○	
		31,442 <sup>㉔</sup>	30,701 <sup>㉔</sup>	27,000		
	(25,877) <sup>㉔</sup> 32,182 <sup>㉔</sup>	32,152 <sup>㉔</sup>	<b>27,818<sup>㉔</sup></b>	-		
<b>(2) CO<sub>2</sub>吸収源対策</b>						
県内民有林における間伐面積 (ha/年)	-	5,250	5,250	5,250	▲	境界不明等の理由で間伐が進まなかったこと、森林資源の循環利用を図るため皆伐にシフトすることから、目標値に達しなかった。
	4,702	4,516	<b>3,528</b>	-		
皆伐後の再生林面積 (ha/年)	-	235	235	335	◎	
	222 <sup>㉔</sup>	394	<b>368</b>	-		

※温室効果ガス総排出量の算定・家庭部門のエネルギー使用量については、国の算定方法が改定されたため、改定後の数値に基づき算定し直している（括弧内は、改定前の数値）。

※数値の横に㉔等の丸囲みの数値が記載されているデータは、数値の年度のデータであることを示す。

【今後の対応方針】

- ・温室効果ガスの総排出量については、県内事業者への省CO<sub>2</sub>設備の導入支援及び取組事例の普及啓発を行うとともに、県においても、県有施設の省エネ加速化事業による高効率照明・空調への改修を行うこと等により、その削減を図っていく。
- ・再生可能エネルギー設備導入容量については、太陽光発電は固定価格買取制度により急速に県内への普及が進んでいるが、太陽光以外のエネルギーは、十分に活用されるまでには至っていないため、バイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進を進めていく。
- ・家庭部門のエネルギー使用量については、市町や事業者と連携し「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を展開し、省エネ家電買換促進事業等により削減を図っていく。
- ・皆伐後の再造林面積については、引き続き、再造林面積の確保に努めていく。また、間伐面積については、引き続き間伐実施量の確保に向けて、森林組合等事業主体と連携を図っていく。

**2 良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり（循環型社会の構築）**

【概括】

- ・大気環境及び水環境の保全に関する指標については、大気環境基準及び公共水域の環境基準の達成率は100%を維持し、生活排水処理人口普及率も目標を達成しており、良好な生活環境の維持・向上に向けた指標は順調に推移している。
- ・廃棄物の減量及び適正処理の促進に関する指標については、とちの環エコ製品の認定件数、一般廃棄物の最終処分量は目標に達した。県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量は目標に達しなかったものの、年度目標値近くまで削減された。産業廃棄物の最終処分量は目標に達しなかった。

指標項目	設定時の値 (H26)	前年度	年度	目標値 (H32)	達成度	備考	
		目標値 前年度の値 (H28)	目標値 現況値 (H29)				
<b>(1) 大気環境の保全</b>							
大気環境基準達成率 (二酸化窒素) (%)	- 100	100 100	100 <b>100</b>	100 -	◎		
<b>(2) 水環境の保全</b>							
公共用水域の環境基準 (BOD) 達成率 (%)	- 100	100 100	100 <b>100</b>	100 -	◎		
生活排水処理人口普及率 (%)	- 83.7	85.1 85.5	86.0 86.2	88.8 -	○		
<b>(3) 廃棄物等の減量及び適正処理の促進</b>							
県民1人1日当たりの生活系 一般廃棄物の排出量 (g) (資源ごみ及び集団回収に係 るものを除く)【削減目標】	- 560 <sup>㊸</sup>	549 <sup>㊸</sup> 558 <sup>㊸</sup>	544 <sup>㊸</sup> <b>545<sup>㊸</sup></b>	521 -	△	市町を通じて、県民の3Rの取組促進を図った結果、前年度と比べ、排出量が減少したが、目標値に達しなかった。	
「とちの環エコ製品」の認定 件数 (件)	- 97	100 110	103 <b>113</b>	112 -	◎		
県内で排出され た廃棄物の最終 処分量 (千t) 【削減目標】	一般廃棄物	- 62 <sup>㊸</sup>	61 <sup>㊸</sup> 64 <sup>㊸</sup>	60 <sup>㊸</sup> <b>60<sup>㊸</sup></b>	55 -	○	産業廃棄物の排出量は景気動向により増減があり、設定時と比べて排出量が増加したため、目標値に達しなかった。
	産業廃棄物	- 89 <sup>㊸</sup>	89 <sup>㊸</sup> 95 <sup>㊸</sup>	89 <sup>㊸</sup> <b>95<sup>㊸</sup></b>	88 -	▲	

※数値の横に㊸等の丸囲みの数値が記載されているデータは、数値の年度のデータであることを示す。

【今後の対応方針】

- ・家庭から排出される廃棄物の排出量抑制については、食品ロス削減の普及啓発を行い、県民の「もったいない」意識の定着を図るとともに、市町によるごみ有料化への取組を促進する。
- ・一般廃棄物の最終処分量の削減については、県エコスラグ有効利用指針の活用及びとちの環エコ製品への「エコスラグ」の認定によりエコスラグの利用促進を図っていく。
- ・産業廃棄物の最終処分量の削減については、先進事例を紹介する講習会の開催や廃棄物処理法に基づく減量等に関する計画の活用等を通じて、多量排出事業者等による廃棄物の排出抑制や再資源化の取組を促進する。

## 【概括】

- ・ 自然共生社会の構築に関する指標のうち、イノシシの捕獲頭数については、目標には達成しなかった。
- ・ 上記以外の指標については全て目標値を達成し、順調に推移している。

指標項目	設定時 の値 (H26)	前年度 目標値 前年度 の値 (H28)	年度 目標値 現況値 (H29)	目標値 (H32)	達成 度	備考	
<b>(1) 多様な生物と自然環境の保全・利活用</b>							
自然公園入込数（千人）	-	22,500	22,750	24,000	○		
	22,036	22,134	<b>23,126</b>	-			
自然環境保全地域（特別地区） 指定数（箇所）	-	10	10	12	○		
	9	10	<b>10</b>				
<b>(2) 環境を支える森林・みどりづくり活動の推進</b>							
民有保安林面積（ha）	-	77,500	78,200	80,000	○		
	76,640	76,818	<b>79,838</b>	-			
県民1人当たりの都市公園 面積（㎡）	-	14.0 <sup>㉗</sup>	14.0 <sup>㉘</sup>	14.2	◎		
	13.8 <sup>㉕</sup>	14.3 <sup>㉗</sup>	<b>14.4<sup>㉘</sup></b>	-			
<b>(3) 野生鳥獣の適正な管理の推進</b>							
県内のシカ、イノシシ生息数（頭数）	シカ	-	捕獲目標 7,400	捕獲目標 7,400	16,700	○	
		23,600 <sup>㉕</sup>	捕獲数 8,735	捕獲数 <b>9,784</b>			-
			10,000	10,000			
	イノシシ	-	捕獲目標 10,000	捕獲目標 10,000	21,600	▲	
		33,500 <sup>㉕</sup>	捕獲数 13,442	捕獲数 <b>8,692</b>			-

※数値の横に㉕等の丸囲みの数値が記載されているデータは、数値の年度のデータであることを示す。

※生息数の目標達成に向けた年間捕獲目標数を別途設定し、各年度の捕獲数により進捗状況を管理している。

## 【今後の対応方針】

- ・ 自然公園施設整備など、受け入れ体制整備を確実に推進するとともに、国立公園満喫プロジェクトやJRと地元の観光事業者等が共同で実施する大型観光キャンペーン（DC）での観光誘客に積極的に取り組み、自然公園の利用促進を図る。
- ・ 県内のイノシシについては、捕獲に係る補助事業の拡充や狩猟期間の延長等により、更なる捕獲の強化を図っていく。上記以外の指標項目についても、引き続き着実に取組を進めていく。

## 第2章 各種計画の概要及び進捗状況

### 第1節 栃木県地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

#### 1 計画の概要等

##### (1) 計画策定の趣旨

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画を平成11（1999）年度に策定し、その後順次改定を行い、県内の温室効果ガスの排出抑制のほか、県自らが排出する温室効果ガスの削減など、環境負荷を低減するために取り組んできた。

また、平成27（2015）年度末に改定を行った「栃木県地球温暖化対策実行計画（平成28（2016）～平成32（2020）年度）」では、県全域の温室効果ガス排出抑制計画である区域施策編において、国と同様に平成42（2030）年度に平成25（2013）年度比で26%の温室効果ガスを削減する目標を定めた。県庁自らの計画である事務事業編においては、平成32（2020）年度に平成26（2014）年度比5%の削減を目標とした（事務事業編は第3章第1節を参照）。

現在は本計画に基づき、節電等のソフト対策にとどまらず積極的な設備改修等のハード対策を推進し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。

##### (2) 計画の概要

###### ア 位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に規定する都道府県の「地方公共団体実行計画」として位置付けると同時に「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付ける。

###### イ 対象物質

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)の7物質

###### ウ 本県の温室効果ガス排出量の削減目標

中期目標：平成42（2030）年度に基準年（平成25（2013）年度）比26%削減

短期目標：平成32（2020）年度に基準年（平成25（2013）年度）比10%削減

#### 2 計画の進捗状況

##### (1) 平成27（2015）年度の温室効果ガス排出量

栃木県における平成27（2015）年度の温室効果ガス排出量は、約1,874万t-CO<sub>2</sub>であり、基準年（平成25（2013）年度）を4.6%下回った。

基準年を下回った主な要因としては、家庭部門におけるCO<sub>2</sub>排出量の減少等が挙げられる。

表3-2-1 温室効果ガス排出量の推移（万t-CO<sub>2</sub>）

年度 分野	25（2013） 基準年	26（2014）	27（2015）
CO <sub>2</sub>	1,802	1,724	1,706
CH <sub>4</sub>	41	40	38
N <sub>2</sub> O	40	41	40
<b>3ガス計</b>	<b>1,883</b>	<b>1,805</b>	<b>1,784</b>
代替フロンガス	82	86	90
<b>7ガス計</b>	<b>1,965</b>	<b>1,891</b>	<b>1,874</b>
基準年比	100.0%	96.3%	95.4%

表3-2-2 CO<sub>2</sub>の部門別排出構成（平成27（2015）年度）

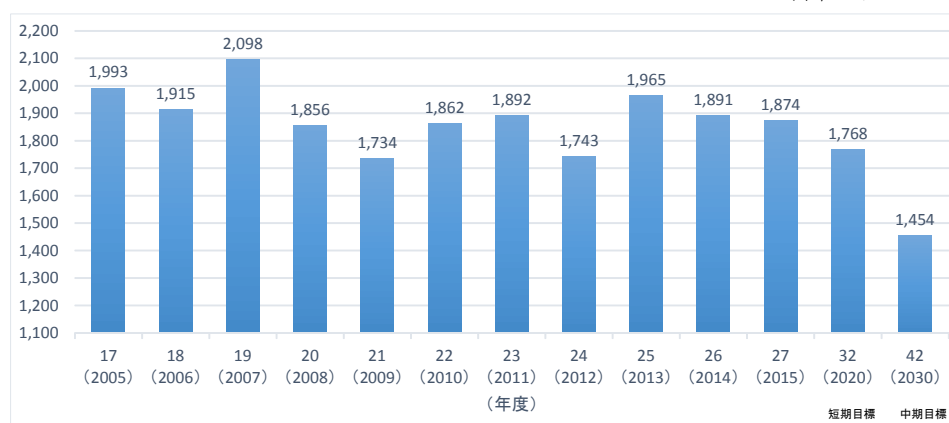
部 門	栃木県（基準年比）		全 国（基準年比）	
産業（製造業等）	33.3%	（▲3.0%）	35.3%	（▲7.3%）
家庭	15.0%	（▲14.5%）	15.2%	（▲8.8%）
業務（オフィスビル等）	17.6%	（▲7.9%）	17.8%	（▲8.8%）
運輸（自動車・鉄道）	22.6%	（▲4.9%）	17.7%	（▲3.1%）
その他（工業プロセス等）	11.5%	（ 1.4%）	14.0%	（▲5.5%）
合 計	100.0%	（▲5.7%）	100.0%	（▲6.8%）

## (2) 温室効果ガス排出量の推移

平成17（2005）年度からの温室効果ガス排出量は、平成19（2007）年度の2,098万t-CO<sub>2</sub>から減少傾向に転じた後、平成22（2010）年度から、電力の二酸化炭素排出係数の上昇等に伴い増加したが、平成24（2012）年度はエネルギー起源CO<sub>2</sub>が減少したことにより、県全体の温室効果ガス排出量は減少した。その後平成25（2013）年度は再び増加したが、平成26（2014）年度からは減少傾向にあり、平成27（2015）年度は平成25（2013）年度比で4.6%減少した（図3-2-1）。

図3-2-1 温室効果ガス排出量の推移

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）



（注）温室効果ガス排出量の算出に用いている「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が、平成28（2016）年12月に平成2（1990）年度分まで遡り改定されたため、改訂後の数値を用いて改めて算出した。

## (3) 地球温暖化対策の取組に関する指標

温室効果ガス排出削減に直接効果があり、長期的かつ継続的に施策を推進すべきものとして、①低炭素型スマートライフ普及促進プロジェクト、②エコカー普及促進プロジェクト、③再生可能エネルギー利活用プロジェクト、④森林吸収源保全プロジェクトの4つを重点プロジェクトと位置づけ、集中的に取り組んでいる。目標達成状況の把握に関する指標は次のとおりである。

### 【目標達成状況の把握に関する指標】

指標名	基準年		現 況		目 標	
家庭部門のエネルギー使用量（TJ/年）	H25	32,182	H27	27,818	H32	27,000
新車販売台数に占める次世代自動車の比率（%）（注）1	H26	25.7	H28	29.5	H32	50
再生可能エネルギー設備導入容量（万kW）	H26	117	H28	198	H42	160
県内民有林における間伐面積（ha/年）（注）2	H26	4,702	H29	3,528	H32	5,250
皆伐後の再造林面積（ha/年）	H25	222	H29	368	H32	335

（注）1 新車販売台数に占める次世代自動車の比率については、年別（1月～12月）の値。

（注）2 県内民有林における間伐面積の目標値については、平成32（2020）年度にかけて毎年度5,250ha。

## 第2節 生物多様性とちぎ戦略

### 1 計画の概要等

#### (1) 計画策定の趣旨

本県は、関東平野の北端に位置し、日光白根山などの高山帯、平地林と農地がモザイク状に配置された田園地帯、ラムサール条約湿地である奥日光の湿原や渡良瀬遊水地などの湿地、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川に代表される河川など、バラエティーに富んだ自然環境を有している。

しかしながら、近年、開発や乱獲、生活様式の変化などによる地域の生態系の攪乱、地球温暖化による影響など、豊かな自然と生物多様性に及ぼす影響が懸念される状況が進行している。

こうした状況に対応し、人と自然が共生する潤いある地域づくりを進めてきたが、県民をはじめとする様々な主体と協働して、地域からの取組の更なる推進を図るため、平成22（2010）年9月に「生物多様性とちぎ戦略」を策定し、平成28（2016）年3月に改訂を行った。

#### (2) 計画の概要

##### ア 戦略の性格

本県の自然的社会的特性を活かした生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な計画である。

生物多様性とちぎ戦略の基本理念を定め、目標（目指すべき社会）を示し、実現するための取組として行動計画を体系的に整理した。このうち、重要かつ緊急性のあるものを5年間で取り組む重点プロジェクト（前期）を設定した。さらに、平成28（2016）年3月、計画策定後5年が経過したことから見直しを行い、今後5年間に取り組む重点プロジェクト（後期）を設定した。

##### イ 戦略の期間

平成22（2010）年9月から概ね10年間とし、平成28（2016）年3月に見直しを行った。

### 2 計画の進捗状況

#### (1) 生物多様性を支える農山村活性化プロジェクト

##### 【現状と今後の取組方向】

- 持続可能な農林業の推進  
豊かな森林資源を活用した皆伐の本格導入などによる循環型林業を推進した。引き続き推進を図る。
- バイオマスエネルギーの利用促進  
農山村の地域資源を活用したバイオマスエネルギーの利用を促進した。引き続き促進を図る。
- 人材・担い手の確保・育成  
若い世代を中心に農林業の魅力などを発信し、県内外・異業種からの人材を呼び込むとともに、地域の核となる担い手の確保・育成を推進した。引き続き推進を図る。
- 体験型交流の推進  
エコツーリズムやグリーン・ツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大を図り、農山村の活性化を促進した。引き続き促進を図る。

### 【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標	
青年新規就農者数 (人(年間、45歳未満))	H26 (2014)	222	H29 (2017)	261	H32 (2020)	300
林業新規就業者数 (人(5年間累計))	H26 (2014)	183(H22-H26) (2010-2014)	H29 (2017)	96(H28-H29) (2016-2017)	H32 (2020)	208(H28-H32) (2016-2020)

## (2) 誇れる自然（自然公園等）の保全・利活用プロジェクト

### 【現状と今後の取組方向】

- 自然公園等の情報発信の強化  
自然公園等の魅力を地域と連携して更に磨き上げ、積極的に発信した。引き続き発信に努める。
- 誘客促進に向けた環境整備  
東京オリンピック等の開催により見込まれる国内外の観光客の増加に向け、受入環境の整備を推進した。引き続き推進を図る。
- 栃木県版レッドリスト及びレッドデータブックとちぎの改訂  
レッドデータブックとちぎの改訂を行い、本県の生物多様性の現状を広く県民に周知した。引き続き次期レッドリストの改訂に向けた調査等を実施していく。
- 絶滅危惧種等の生息・生育地の保全再生  
奥日光や鬼怒川礫河原、渡良瀬遊水地など、外来種の影響が深刻化している地域を中心に、多様な主体の参加による重点的な駆除を実施し、絶滅危惧種等の生息・生育地の保全再生を進めた。引き続き保全再生に努める。

### 【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標	
自然公園入込数(千人)	H26(2014)	22,036	H29(2017)	23,126	H32(2020)	24,000

## (3) 身近な自然（里地里山等）の保全・利活用プロジェクト

### 【現状と今後の取組方向】

- 地域主体による里山林の保全再生  
地元住民が中心となった里山林の整備・管理を促進し、地域の憩いの場への再生など、明るく安全な森づくりを推進した。引き続き推進を図る。
- 里山の担い手・リーダーの育成  
里地里山の整備や利活用のノウハウを習得する機会の提供や里山林保全団体と企業等との交流を促進した。引き続き促進を図る。
- 里地里山、河川・湿地等での保全活動や身近な地域資源の利活用の推進  
各種保全活動や参加体験型の環境学習などを推進した。引き続き推進を図る。

### 【目標達成状況の把握に関する指標】

指標項目	基準年		現況		目標	
とちぎ里山塾受講者数(人)	H26(2014)	0	H29(2017)	68(H28-H29)	H32(2020)	150

## (4) 野生鳥獣との共生プロジェクト

### 【現状と今後の取組方向】

- シカ・イノシシの捕獲強化  
平成25(2013)年度の生息数を平成35(2023)年度までに半減させる目標に向けて、市町が行う有害捕獲の支援を強化するとともに、県も捕獲に取り組んだ。引き続き支援強化、捕獲に努める。
- 捕獲の担い手の確保・育成  
狩猟免許の取得支援や実践的な捕獲技術講習などにより担い手の確保・育成を推進するとともに

に、認定事業者を支援する取組を進めた。引き続き推進を図る。

○ **被害防止の環境整備・防除対策**

ヤブの刈払い等の環境整備を推進するとともに、侵入防止柵の設置や森林における忌避剤散布及びネット巻き等を効果的に実施し、獣害に強い集落づくりを進めた。引き続き推進を図る。

**【目標達成状況の把握に関する指標】**

指標項目	基準年		現況		目標	
シカの生息数（頭）	H25 (2013)	23,600	H29 (2017)	9,784*	H32 (2020)	16,700
イノシシの生息数（頭）	H25 (2013)	33,500	H29 (2017)	8,692*	H32 (2020)	21,600

\* H29(2017)の指標については年間捕獲目標頭数 シカ 7,400頭、イノシシ 10,000頭に対しての捕獲頭数とした。

**(5) 人、地域、企業、団体等の協働推進プロジェクト**

**【現状と今後の取組方向】**

○ **自然保護活動の支援・コーディネート**

生物多様性アドバイザーなどの各種人材を活用し、各種保全活動の取組の継続化などの支援やコーディネートを推進した。引き続き推進を図る。

○ **社会貢献活動の推進**

ボランティアニーズや企業の社会貢献意欲を把握し、企業と地域住民・保全活動団体とのマッチングによる社会貢献活動を推進した。引き続き推進を図る。

○ **各種活動団体の連携促進**

県民一人ひとりの生物多様性保全に対する意識の向上につながるよう、自然の保護や利活用を目的として地域で活動する団体等の連携を促進した。引き続き促進を図る。

**【目標達成状況の把握に関する指標】**

指標項目	基準年		現況		目標	
マッチングによる社会貢献活動参加企業等数（者）	H26 (2014)	0	H29 (2017)	21 (H28-H29)	H32 (2020)	50



## 第3章 栃木県の率先的な取組の状況

### 第1節 栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

#### 1 計画の概要

##### (1) 計画策定の趣旨

県は、平成12（2000）年3月に策定した「栃木県庁環境保全率先実行計画」及び平成17（2005）年3月に策定した「同〈二期計画〉」に基づき、積極的に環境負荷低減の取組を行ってきた。

同計画の計画期間が平成22（2010）年度をもって終了したことから、平成23（2011）年度を初年度とする「栃木県地球温暖化対策実行計画」を平成23（2011）年3月に策定、平成28（2016）年3月に改定し、同計画のうち県庁の事務事業に係る部分を「事務事業編」とし、引き続き、県自らが排出する温室効果ガス排出量の削減をはじめとした環境負荷低減に取り組んでいる。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく地方公共団体が自ら排出する温室効果ガス抑制のための「実行計画」としての位置づけを担うものである。

##### (2) 計画の概要

###### ア 計画の目的

- ・ 県は、自ら行う経済活動の中で生じる環境への負荷を低減するため、率先的に行動する。
- ・ 地球温暖化対策の推進を図るため、県の活動に係る温室効果ガスの総排出量を把握し、その排出を抑制する。
- ・ 環境保全に向けて、職員の意識改革を図る。
- ・ 県が率先して実行することにより、環境保全のための取組が、県民や事業者、市町へも波及することを期待する。

###### イ 対象範囲

この計画の対象範囲は、次の組織が行う事務・事業とする。

栃木県行政組織規程に定める課・室・出先機関、企業局の課・出先機関、  
栃木県教育委員会事務局の課・室・出先機関、県立学校、人事委員会事務局、  
監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局、栃木県警察本部・警察署、  
県有施設における指定管理者制度導入施設及び管理業務委託施設

###### ウ 計画期間

平成28（2016）～平成32（2020）年度

###### エ 数値目標

次の項目について数値目標を設定し、計画的な推進を図る。

（数値の基準年度は平成26（2014）年度、目標年度は平成32（2020）年度とする。）

項目	目標値
温室効果ガス総排出量	県の活動による温室効果ガスの総排出量を5%削減する。
エネルギー使用量	県の活動によるエネルギーの総使用量を5%削減する。

### (1) 平成29（2017）年度全庁目標

平成28（2016）年度栃木県環境マネジメントシステム（EMS）の全体評価を踏まえ、環境法令等の遵守、温室効果ガス排出量の削減のため、栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の具体的取組の徹底を平成29（2017）年度の全庁目標とした。

#### 平成29（2017）年度 全庁目標

##### 1 環境法令等の遵守

各所属の設備や活動内容が適用を受ける環境法令を正確に把握し、適用となる法令等が定める規定や基準等は必ず遵守する。

##### 2 県庁（県有施設）の温室効果ガス排出量の削減

平成32（2020）年度における温室効果ガス総排出量を平成26（2014）年度比で5%削減することを目指すため、栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の具体的取組を徹底し、施設の省エネ化・再生可能エネルギーの導入等のハード対策、並びに、省エネ・省資源行動の推進等のソフト対策を進める。

特に、用紙使用量及び電気使用量については、増加の傾向にあるため、重点的に削減に取り組む。

### (2) 平成29（2017）年度取組結果について

#### ア 温室効果ガス排出量

排出年度のCO<sub>2</sub>排出係数により算出すると、98,602 t-CO<sub>2</sub>で、基準年（平成26（2014）年度）比で1.1%減少した。また、基準年のCO<sub>2</sub>排出係数による算出では、99,597 t-CO<sub>2</sub>で、基準年（平成26年度）比で0.1%減少した。減少の主な要因は電気及び庁舎燃料の使用量削減によるものである。

#### イ エネルギー使用量

年間を通しての抑制及び夏季・冬季の節電対策の定着により、基準年（平成26（2014）年度）に対し、4.6%の減少となった。

図3-3-1 温室効果ガス総排出量

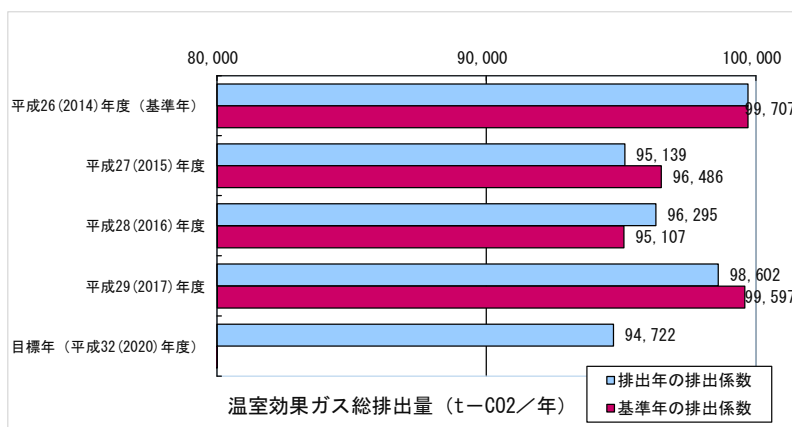


表3-3-1 栃木県地球温暖化対策実行計画【事務事業編】実績一覧表

項目	単位	26年度	27年度	28年度	29年度	計画目標(32年度)値	
		(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2020)	
		基準値	実績値	実績値	実績値	数値目標	削減割合
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算) (注)1	t-CO <sub>2</sub>	99,707	95,139 (96,486)	92,749 (95,107)	(注)2 98,602 (99,597)	94,722	5%削減
エネルギー使用量	TJ	1,645	1,619	1,554	1,569	1,563	5%削減
1 電気使用量	千kWh	129,000	124,338	119,693	120,411		—
2 庁舎燃料使用量 (二酸化炭素換算)	t-CO <sub>2</sub>	16,950	16,421	15,085	15,203		—
3 公用車燃料使用量 ガソリン	kℓ	2,571	2,307	2,308	2,282		—
4 公用車燃料使用量 軽油	kℓ	304	290	297	292		—

(注)1 上段は排出年度のCO<sub>2</sub>排出係数により算出した数値。下段の括弧書きは、基準年(21(2009)年度)のCO<sub>2</sub>排出係数により算出した数値。

電気使用による排出量は、各小売電気事業者のCO<sub>2</sub>排出係数を反映させた値により算出。

2 平成29(2017)年度の排出係数が未確定のため直近の平成28(2016)年度排出係数により算出。

## 第2節 栃木県グリーン調達推進方針

### 1 方針の概要

#### (1) 方針策定の経緯等

県では、平成13(2001)年に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の趣旨を踏まえ、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発を促進し、持続可能な循環型社会の形成を図るため、平成13(2001)年度から県自ら取り組むグリーン調達に関わる「栃木県グリーン調達推進方針」を毎年度策定している。

なお、「栃木県生活環境の保全等に関する条例」にグリーン購入の推進等を位置づけ、方針の策定、公表を規定している。

#### ア 策定の目的

県のグリーン調達の一層の推進

#### イ 対象範囲

県のすべての機関が行う物品又はサービスの調達

#### ウ グリーン購入推進の基本的な考え方等

- (7) 県は環境負荷の低減に資する物品やサービス(環境物品等)の調達に率先して取り組む。
- (4) 物品やサービスの調達に当たっては、調達の必要性や適正な数量を十分検討し、優先的に環境物品等を調達する。
- (9) 調達すべき環境物品等と調達目標等を具体的に定め、物品等調達担当課所はこれに基づき、調達する物品等が環境物品等かどうか判断し購入する。

## (2) 平成29 (2017) 年度のグリーン調達目標等

### ア 対象品目数

紙類・文具類等22分類274品目

- 【分類】①紙類 ②文具類 ③オフィス家具等 ④画像機器等 ⑤電子計算機等  
 ⑥オフィス機器等 ⑦携帯電話等 ⑧家電製品 ⑨エアコン等 ⑩温水器等  
 ⑪照明 ⑫自動車等 ⑬消火器 ⑭制服・作業服等 ⑮インテリア・寝装寝具  
 ⑯作業手袋 ⑰その他繊維製品 ⑱設備 ⑲災害備蓄用品 ⑳公共工事 ㉑役務  
 ㉒環境配慮契約

### イ 調達目標

22分類のうち目標設定が困難な「自動車等」の一部、「設備」の一部、「公共工事（製材の一部を除く）」、「役務」の一部を除く全ての品目について目標設定

目標を設定した分類のうち、「役務」中の「印刷」を除く品目は、調達目標はすべて100%、「役務（印刷）」のみ90%

## 2 平成29 (2017) 年度のグリーン調達取組結果

平成29 (2017) 年度における調達実績は、99.95%（平成28 (2016) 年度99.91%）と高い割合で調達されており、庁内におけるグリーン購入の取組が定着していると評価できる。

表3-3-2 29 (2017) 年度グリーン調達取組結果

分類	目標の立て方	目標	調達実績	
			28(2016)年度	29(2017)年度
1 紙類	金額	100%	99.27%	99.99%
2 文具類			99.75%	99.95%
3 オフィス家具等			99.95%	100.00%
4 画像機器等			99.98%	99.97%
5 電子計算機等			100.00%	100.00%
6 オフィス機器等			100.00%	100.00%
7 携帯電話等			100.00%	100.00%
8 家電製品			100.00%	100.00%
9 エアコン等			100.00%	100.00%
10 温水器等			100.00%	100.00%
11 照明			100.00%	99.95%
12 自動車等			100.00%	100.00%
13 消火器			100.00%	100.00%
14 制服・作業服等			99.42%	99.27%
15 インテリア・寝装寝具			100.00%	100.00%
16 作業手袋			100.00%	100.00%
17 その他繊維製品			100.00%	92.19%
19 災害備蓄用品			100.00%	100.00%
20 公共工事（製材）			100.00%	100.00%
21 役務（印刷以外）			100.00%	100.00%
22 環境配慮契約（電力）			100.00%	100.00%
調達目標100%の全品目の調達率			金額	100%
21 役務（印刷）	金額	90%	99.65%	99.78%

(注) 紙製品（印刷用紙）については、基準適合物品の調達が困難な場合にあっても、もっとも古紙パルプ配合率の高い物品の調達をもって環境配慮物品の調達があったものと見なしている。

## 第3節 栃木県イベント環境配慮指針

### 1 指針策定の趣旨

イベントは、県施策の普及啓発に有効な手段であるため数多く取り組まれているが、イベントの開催を「環境への影響」という視点で見ると、ごみの大量排出やエネルギーの大量消費といった側面もある。

このため、県では、平成19（2007）年2月に「栃木県イベント環境配慮指針」を策定し、県が開催するイベントにおいて、指針に基づく自主的な環境配慮を行うことで環境負荷の軽減を図っている。

### 2 対象となるイベント

県内で開催され、不特定多数の県民（100人以上）が自由に参加できるイベントであって、県又は県が構成員となる実行組織が主催し、又は共催するイベントを対象として、「環境に配慮したイベント開催要領」に定める「環境配慮」を実施する。

また、県が後援するイベントについても、関与の程度に応じて、主催者に協力を要請する。

### 3 環境配慮の内容

- (1) 省エネルギー・省資源の推進
- (2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等の推進
- (3) 公共交通機関等の利用促進
- (4) 参加者への意識啓発・情報提供
- (5) 運営体制の整備
- (6) 会場周辺の環境保全（屋外で開催するイベント）

### 4 平成29（2017）年度の実施結果

環境配慮指針の対象となったイベントは122件あり、うち詳細評価の対象となったイベントは60件あった（表3-3-3）。

表3-3-3 取組状況

年 度	25(2013)	26(2014)	27(2015)	28(2016)	29(2017)
対象（100人以上）イベント（件）	124	165	110	104	122
うち1,000人以上のイベント（件）	45	54	55	52	60
評価（1,000人以上のみ）：					
適正に実施（件）	45	51	54	52	57
一部未実施（件）	0	3	1	0	3
未実施（件）	0	0	0	0	0

## 第4節 栃木県公共事業環境配慮指針

### 1 指針の概要

#### (1) 指針策定の趣旨

県は、従前から公共事業に係る自主的な環境配慮を行ってきたが、より効果的・継続的な取組推進のため、平成19（2007）年4月から「栃木県公共事業環境配慮指針」に基づき、県が実施する公共事業について、計画段階及び実施段階において環境配慮を行っている。

一定規模以上の公共事業については、その実施状況の評価も行っている。

#### (2) 対象となる公共事業

県が実施するすべての公共事業（緊急的に行う災害復旧事業等を除く。）を対象とする。

なお、県補助等に係る外郭団体等の事業については、指針に沿った環境配慮を求める。

#### (3) 環境配慮の視点と環境配慮事項

環境配慮は、栃木県環境基本計画における次の3つの目標とこれらの目標を達成するために必要となる共通的・基盤的な施策に即して行う。

公共事業における環境配慮は多岐にわたるため、事業の種類ごとに取り組むべき具体的な事項を環境配慮事項として53項目列举し、これに沿って環境配慮を行う。

表3-3-4 指針における環境配慮事項の例

環境基本計画の4つの目標	環境配慮事項の例
1 地球温暖化に立ち向かう社会づくり (低炭素社会の構築)	エネルギーの有効活用や省エネ化、新エネルギーの利用、県産材、国産材の利用に配慮する。
2 良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり (循環型社会の構築)	工事車両などのアイドリングストップに努める。 建設副産物・建設廃棄物（残土を含む。）の再資源化や有効利用に努める。
3 豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり (自然共生社会の構築)	希少な動植物の生息・生育環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮する。
共通的・基盤的施策	施設の環境教育・環境学習の場としての活用について配慮する。

#### (4) 実施状況の評価

公共事業のうち一定規模以上の事業（新設・増設等を対象とし、維持・補修等を除く。）について、事業ごとに計画段階及び実施段階の各段階において、環境配慮の実施状況の評価する。

### 2 平成29（2017）年度の取組結果

平成29（2017）年度は、23事業309項目について環境配慮が行われた。

公共工事における環境配慮については一部仕様化されるなど定着が進んでいる。また、地域や事業の特性に応じ、河川整備や農村整備における生態系に配慮した施設・工法の適用、建築工事における太陽光発電設備の設置や県産材の利用など、様々な取組が行われている。

引き続き、栃木県公共事業環境配慮指針に基づき、効果的・継続的に事業を推進していく。

表3-3-5 平成29(2017)年度の取組結果

No.	事業の区分	事業概要	環境配慮の実施項目数	主な環境配慮事項
1	道路の整備	主要地方道藤原宇都宮線 上田原北工区整備事業 【宇都宮市 延長1.8km】	11 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○景観との調和
2		県道大田原氏家線 (親園佐久山バイパス)整備事業 【大田原市 延長2.2km】	17 〔中間〕	○建設副産物の有効利用 ○景観との調和
3		県道栃木二宮線整備事業 【真岡市 延長2.1km】	- 〔中間〕	未着工(用地買収中)
4		主要地方道藤原宇都宮線 上田原区整備事業 【宇都宮市 延長1.2km】	21 〔実施〕	○建設副産物の有効利用 ○低騒音・振動型の建設機械の使用
5	河川の整備	社会資本整備総合交付金 一級河川田川(土沢工区) 【日光市、延長6km】	10 〔中間〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系に配慮した工法
6	建築物の建設	栃木県県立博物館収蔵庫新築工事 【宇都宮市 建設面積629.1㎡】	21 〔計画〕	○省エネルギー化 ○建築物の長寿命化
7		県北家畜保健衛生所新築工事 【那須塩原市 建設面積1,699.12㎡】	20 〔計画〕	○省エネルギー化 ○省エネルギー器具の採用
8		総合スポーツゾーン 新体育館・屋内水泳場 【宇都宮市 建設面積24,257.66㎡】	17 〔計画〕	○騒音・振動が少ない工法の採用 ○省エネルギー器具の採用
9		上都賀庁舎新築工事 【鹿沼市 建築面積1,094.38㎡】	19 〔実施〕	○県産材の利用 ○太陽光発電の導入
10		芳賀庁舎新築工事 【真岡市 建築面積2,229.78㎡】	19 〔実施〕	○県産材の利用 ○太陽光発電の導入
11	農村整備	農村集落基板再編・整備事業 (安足地区) 【足利市、佐野市 507ha】	7 〔計画〕	○生物の生息環境の保全 ○廃棄物の少ない工法の採用
12		農地整備事業(経営体育成型) 刈沼川地区【宇都宮市 39.5ha】	8 〔計画〕	○配慮対象種の保全・工事前の移動 ○生態系に配慮した工法
13		農地耕作条件改善事業 江川地区(かんがい排水) 【上三川町 L=1.68km】	7 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○魚類等の移動に配慮
14		農地整備事業(笹原田地区) 【鹿沼市 L=30.9ha】	8 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設
15		農地整備事業(引田地区) 【鹿沼市 L=33.6ha】	8 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設

No.	事業の区分	事業概要	環境配慮 の実施項目 目数	主な環境配慮事項
16	農村整備	農地整備事業 (経営体育成型 小泉・本沼地区) 【益子町 53.4ha】	7 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設・ 工法
17		農地整備事業 (経営体育成型 薬師寺・柴地区) 【下野市 66.0ha】	8 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設・ 工法
18		農地整備事業 (経営体育成型 下深田地区) 【大田原市 31.0ha】	9 〔計画〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設・ 工法
19		県営中山間地域総合整備事業 (高原地区)【矢板市 26.5ha】	13 〔中間〕	○生息環境の確保・拡大 ○魚類、両生類の移動に配慮
20		県営経営体育成基盤整備事業 針ヶ谷地区【宇都宮市 24.8ha】	7 〔実施〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設
21		県営経営体育成基盤整備事業 打越新田【芳賀町 23ha】	16 〔実施〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設・ 工法
22	県営経営体育成基盤整備事業 (漆塚地区)【那須町、24ha】	14 〔実施〕	○建設副産物の有効利用 ○生態系の保全に配慮した施設・ 工法	
23	土地の造成	壬生町羽生田地区用地造成事業 【壬生町、約86.5ha】	42 〔中間〕	○調整池をビオトープ化 ○植相に応じた造成森林の整備

※ 環境配慮の実施項目数は、事業の特性（種類、規模等）及び実施する地域の特性により異なります。